

## この土地の経緯

計画地は、昭和 35 年まで、軽井沢区の萱場として利用、昭和 36 年に一旦軽井沢区の 37 人の名義となり不動産経営の個人に売却。

昭和 47 年 9 月 16 日に、東京都墨田区に本店のある株式会社青木染工場が別荘分譲地と計画 23ha を取得し、土地利用申請を静岡県、町に行い同意を受け、県の開発審査会に付議申請したが、この時期、本業の好転は見られず、昭和 53 年頃倒産した。

その後、福島の工場やこの土地の整理を行い、昭和 62 年 10 月 22 日に東京都港区の株式会社谷脇建築設計事務所に売却、谷脇建築はドイツの観光都市で観光温泉保養地のバーデン市を見本に、「バーデン・バーデン計画」という温泉リゾート施設を計画し、国が進める「総合保養地域整備促進法」による、静岡県の「にっぽんリゾート富士の国」構想の特定施設として、函南町の他の 2 つのリゾート計画（ラヴィ函南・酪農王国）とともに整備計画に取り上げられた。

しかしながら、リゾート法の特定施設整備計画の認定まで 6 年以上の月日を要したため、平成 5 年頃より各地のリゾート計画も、頓挫、折しもバブル崩壊による景気の後退と相まって、谷脇建築設計事務所は倒産、谷脇は反社会的勢力から資金の調達を行っていて、それから逃れるため渋谷区松濤にある「宗教法人・法の華三法行・福永法源」の支部に駆け込む。このとき土地を平成 8 年 3 月 29 日に法の華三法行（一旦、福永が権利を持つ休眠状態の財団法人臨床薬化学研究所に移転）に売却。

法の華三法行は「足の裏診断」と称する個人面談において信者の不安を煽り「法納料」の名目で多額の金銭を巻き上げていた。富士市を拠点に活動し、軽井沢の土地を増やしたうえで、この土地に教団の本部施設・道場などの施設の建設計画を目論んでいたが、平成 12 年に詐欺罪で摘発、教祖の福永法源も逮捕され、その後実刑判決。

平成 13 年 3 月 29 日教団は破産宣告を受け、富士が本部であったことから富士市在住の弁護士が破産管財人となり、この土地は「株式会社マルダイ」に平成 13 年 12 月 20 日に売却、引き取られた。マルダイは富士市に拠点を置く建築の総合会社、製材工場を併せ持ち、宅地分譲も建築込みというスタイルで業績を伸ばしてきた。

平成 28 年 2 月 25 日、函南太陽光発電合同会社の要望により売却。

平成 30 年 3 月 26 日、株式会社ブルーキャピタルマネジメントが取得。

この土地は元々、茅葺屋根及び農業用の肥料の材料となる茅の採取地として、利用されてきたが、トタン屋根、瓦葺屋根の普及及び化学肥料等の利用などにより、利用価値が失われ売却された。

今まで植林されたことがなく放置された状態で、現在は 2 m を超す「笹」が生い茂る荒廃した遊休土地である。